

## 除染関係ガイドライン第2版（平成28年9月追補）の主な追補箇所等一覧

### 【草木・森林関連】

| 該当箇所 |            | 追補・変更内容                                                                                                                                              |
|------|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 目次   | —          | <p>「第2編 V.」の項目名を「草木の除染等の措置」から「草木・森林の除染等の措置」に変更。</p> <p>「第2編 V. 3. (3)」の項目名を「森林の除染」から「森林の除染等」に変更。</p> <p>「第2編 V.」、「第2編 VI.」、「文末脚注」、「参考資料」の頁番号を変更。</p> |
| 第1編  | p1-5       | 図1-2の「第2編」枠内で、「草木」を「草木・森林」に変更。                                                                                                                       |
| 第2編  | 目次         | (ガイドライン全体の目次と同様)                                                                                                                                     |
|      | p2-103     | 「第2編 V.」の項目名を「草木の除染等の措置」から「草木・森林の除染等の措置」に変更。                                                                                                         |
|      | p2-104     | 「ア. 芝地の除染等の措置」、「イ. 街路樹等の生活圏の樹木の除染等の措置」、「ウ. 森林の除染等の措置」それぞれの考え方を追加。                                                                                    |
|      | p2-106     | 表2-44に「森林からの流出防止対策工を行う場合の資材・用具の例」の欄を追加。                                                                                                              |
|      | p2-108     | 表2-45に「森林内の日常的に人が立ち入る場所」についての測定点の考え方を追加。                                                                                                             |
|      | p2-110     | 「図2-58 草木・森林の除染等の措置（森林内の日常的に人が立ち入る場所）における測定点の記録略図の例」を追加。                                                                                             |
|      | p2-118     | 「第2編 V. 3. (3)」の項目名を「森林の除染」から「森林の除染等」に変更。「ア. 住居等の近隣の森林の除染等の措置」と「イ. 森林内の日常的に人が立ち入る場所の除染等の措置」に分割。                                                      |
|      | p2-124     | 土砂流出防止対策の適用箇所等の考え方に係る記載を追加。                                                                                                                          |
|      | p2-125     | 表2-51に土砂流出防止対策の適用箇所等の考え方に係る記載を追加。                                                                                                                    |
|      | p2-126～127 | 「イ. 森林内の日常的に人が立ち入る場所の除染等の措置」の記載を追加。                                                                                                                  |
|      | P2-130～137 | 【森林の放射性物質に関する知見】を「第2編 V.」の末尾に移動。平成27年以降に得られた新たな知見に係る記載を追加。                                                                                           |
|      | p2-138～139 | 「福島森林・林業の再生に向けた総合的な取組について」の紹介コラムを追加。                                                                                                                 |
|      | p2-143     | 参考文献に、環境回復検討会「森林における放射性物質対策の方向性について」（平成27年12月）、復興庁・農林水産省・環境省「福島森林・林業の再生に向けた総合的な取組」（平成28年3月）を追加。                                                      |
| 索引   | —          | 「■用語」で、「第2編 V.」の見直しに伴い、p2-103以降で用いられる用語の頁番号を変更。                                                                                                      |

【その他修正】

| 該当箇所  |            | 追補・変更内容                                                                                  |
|-------|------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 表紙    | —          | 「平成 25 年 5 月 第 2 版（平成 26 年 12 月 追補）」から「平成 25 年 5 月 第 2 版（平成 28 年 9 月 追補）」に変更。            |
| 目次    | —          | 「第 3 編」及び「第 4 編」に「4. 災害時の対応」を追加。                                                         |
| 第 2 編 | p2-83      | 図 2-47 中の推定式の係数を平成 26 年 11 月 7 日現在の値に更新。                                                 |
|       | p2-139     | 「第 2 編 VI.」の「除染以外の取組について（3）リスクコミュニケーション」に、河川・湖沼等を利用したレクリエーション活動による追加被ばく線量の試算結果を追加。       |
| 第 3 編 | p3-4～5     | 放射性物質汚染対処特措法施行規則の一部改正（平成 27 年 1 月 30 日）を反映し、施行規則の引用箇所を変更。                                |
|       | p3-6       | 豪雨等の発生時を想定し、「2.（1）飛散・流出・漏れ出し防止のための要件」に、除染現場に運搬前の除去土壌を一時的に置く場合の注意事項を追加。                   |
|       | p3-10      | 放射性物質汚染対処特措法施行規則の一部改正（平成 27 年 1 月 30 日）を反映し、除去土壌の運搬車に備え付けておくべき書類に係る記載を変更。                |
|       | p3-11 ～ 12 | 豪雨等の発生時を想定し、表 3-3 に、除染現場に運搬前の除去土壌を一時的に置く場合の注意事項を追加。                                      |
|       | p3-15 ～ 16 | 「4. 災害時の対応」として、「（1）連絡体制の強化」、「（2）豪雨等が予想される場合の事前対応」、「（3）災害発生時における初動対応」、「（4）安全の確保」に係る記載を追加。 |
| 第 4 編 | P4-47 ～ 48 | 「4. 災害時の対応」として、「（1）連絡体制の強化」、「（2）適切な初動対応の実施」、「（3）安全の確保」に係る記載を追加。                          |